



資料 8

写

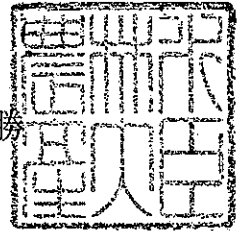
18 経営第 3912 号

平成 18 年 9 月 29 日

食料・農業・農村政策審議会

会長 上原 征彦 殿

農林水産大臣 松岡 利勝



諮 問

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）の施行に関する重要事項として、下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

I 果樹共済の共済掛金標準率の算定方式について

平成19年2月1日以降に共済責任期間が開始する収穫共済に係る共済関係及び平成19年度以降に共済責任期間が開始する樹体共済に係る共済関係に適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

第1 収穫共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、昭和61年産から平成17年産までの実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 収穫通常標準被害率

共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち収穫通常標準被害率（ q ）以下の部分の被害率の平均値を p_1 とするとき、次の式を満足するように収穫通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

3 収穫共済掛金標準率

(1) 共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては収穫通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に所要の安全率を付加したものを収穫通常共済掛金標準率とする。

(2) 共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を用いて平均値を算定し、その平均値を収穫異常共済掛金標準率とする。

(3) 収穫通常共済掛金標準率と収穫異常共済掛金標準率との和を収穫共済掛金標準率とする。

第2 樹体共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、昭和61年度から平成17年度までの実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 樹体通常標準被害率

共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち樹体通常標準被害率（ q ）以下の部分の被害率の平均値を p_1 とするとき、次の式を満足するように樹体通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

3 樹体共済掛金標準率

- (1) 共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては樹体通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に所要の安全率を付加したものを樹体通常共済掛金標準率とする。
- (2) 共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を用いて平均値を算定し、その平均値を樹体異常共済掛金標準率とする。
- (3) 樹体通常共済掛金標準率と樹体異常共済掛金標準率との和を樹体共済掛金標準率とする。

Ⅱ 畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について

平成19年産からの畑作物共済に係る共済関係に適用する畑作物一次共済掛金標準率は、次により算定する。

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと（大豆については、一筆単位方式、半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式の別を、茶については、半相殺農家単位方式及び災害収入共済方式の別を含む。以下同じ。）及び都道府県の区域ごとに、昭和61年産から平成17年産までの実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 畑作物一次共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、これに所要の安全率を付加したものを畑作物一次共済掛金標準率とする。